定　　款

株式会社ジェイグループホールディングス

第１章　　総　　則

（商号）
第１条　当会社は、株式会社ジェイグループホールディングスと称し、英文ではｊ-Group Holdings Corp.と表示する。

（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。
１．飲食店の経営
２．飲食店経営のコンサルティング
３．不動産の売買、仲介及び賃貸並びに管理
４．店舗設備、厨房用機器、器具の販売または賃貸借
５．結婚式の企画運営
６．衣料品、装身具及び貴金属製品の賃貸及び販売
７．ブライダルコーディネーター育成のための教室の経営
８．広告代理業
９．各種イベント、キャンペーン等販売促進に関する行事の企画及び主催並びに運営
10．店舗、事務所の内装工事の企画及び設計
11．マーケティングリサーチの請負
12．書籍、文房具、日用品雑貨、衣料品及び家庭用電化製品の販売
13．情報処理サービス業及び情報提供サービス業
14．旅行業法に基づく国内旅行業及び海外旅行業
15．生命保険の募集に関する業務
16．損害保険代理店業
17．食品、農畜水産物の加工及び販売
18．飲食店向けの消耗品、備品の販売
19．食品、農畜水産物の加工技術指導
20．食品、農畜水産物の輸送、冷蔵及び冷凍保管
21．貨物運送取扱事業法に基づく第一種利用運送事業
22．酒類の輸出入、販売
23．有料職業紹介事業及び労働者派遣事業
24．人事管理、労務管理の事務代行業務
25．教育研修の企画及び実施
26．教育研修施設の運営
27．フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の加盟の募集
28．出張バーベキュー、機材レンタル事業の運営
29．酒類・飲料の小売業及び卸売業
30．レンタカー業
31．前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を名古屋市に置く。

（公告の方法）
第４条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることが出きないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）
第５条　当会社の発行可能株式総数は、18,000,000株とする。

（単元株式数）
第６条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）
第７条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
１．会社法第189条第２項各号に掲げる権利
２．会社法第166条第１項の規定による請求をする権利
３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（自己の株式の取得）
第８条　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（株主名簿管理人）
第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人において取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）
第 10 条　当会社の発行する株式の種類並びに株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）
第 11 条 当会社は、毎年２月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
２　前項その他定款に別段の定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により臨時に基準日を定めることができる。

第３章　　株　主　総　会

（招集時期）
第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎年５月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）
第 13 条　当会社は株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（招集権者および議長）
第 14 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、 他の取締役が招集する。
２ 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（議決権の代理行使）
第 15 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合は、株主または代理人は総会毎に代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（決議方法）
第 16 条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２ 会社法第 309 条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

第４章　　取締役及び取締役会

（取締役会の設置）
第 17 条 当会社は、取締役会を置く。

（取締役の員数）
第 18 条 当会社の取締役は９名以内とする。

（取締役の選任）
第 19 条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。
２ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。
３ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）
第 20 条 取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２ 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。

（取締役会の招集権者および議長）
第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

（取締役会の招集通知）
第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことが出来る。

（代表取締役及び役付取締役）
第 23 条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
3 取締役会は、その決議によって取締役社長１名を、必要に応じて取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の決議方法）
第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）
第 25 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会規程）
第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）
第 27 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第28条 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
2 当会社は会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第５章　　監査役及び監査役会

（監査役及び監査役会の設置）
第 29 条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

（監査役の員数）
第 30 条 当会社の監査役は３名以内とする。

（監査役の選任）
第 31 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）
第 32 条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
3 会社法第 329 条第２項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（常勤の監査役）
第 33 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

（監査役会の決議方法）
第 35 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会規程）
第 36 条　監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）
第 37 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第 38 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
2　当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第6章　　会 計 監 査 人

（会計監査人の設置）
第 39 条 当会社は、会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）
第 40 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）
第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）
第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章　　計　　算

（事業年度）
第 43 条　当会社の事業年度は、毎年３月１日から翌年２月末日までとする。

（期末配当金）
第 44 条　当会社は、株主総会の決議によって毎年２月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当金）
第 45 条　当会社は取締役会の決議によって、毎年８月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（配当金の除斥期間）
第 46 条　期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以上、上記は当会社の定款である。

平成 30 年５月 30 日

代表取締役社長　　新田　二郎